

役場の開庁時間が変わります

平成22年4月1日から職員の勤務時間が、1日8時間から7時間45分になりました。

これに伴い、役場の開庁時間が「午前8時30分から午後5時15分まで」となりますが、窓口業務については、4月30日まで15分延長し「午後5時30分まで」開庁します。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

☎ 総務課 72-2111
 ☎ 町民生活課 72-6933
 ☎ 税務課 72-6932



内 容	4月30日まで	5月1日から
窓口の開庁時間 月曜日から金曜日 (祝日は除く)	午前8時30分から 午後5時30分まで (15分延長)	午前8時30分から 午後5時15分まで

◇窓口延長および休日窓口◇

毎週水曜日の窓口延長、毎月第3日曜日の休日窓口を引き続き行います。
 平日、お仕事などで来庁できない方は、ぜひご利用ください。

内 容	4月1日から
窓口延長 毎週水曜日 (祝日の場合は翌日)	午後7時15分まで
休日窓口 毎月第3日曜日	午前8時30分から 午後5時15分まで
取り扱う業務	(1)住民票の写し、印鑑証明書、戸籍関係謄抄本等の交付 (2)印鑑登録及び印鑑登録証の交付 (3)国民健康保険に関する資格の得喪に関する届出の受理 (4)国民年金に関する資格の得喪に関する届出の受理 (5)自動車臨時運行に関する許可業務 (6)納税及び課税に関する証明書の交付